

渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設を管理する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 赤ちゃんの駅 民間施設、公共施設等から気軽におむつ替えや授乳のために利用できる施設として赤ちゃんの駅に登録した施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設において、以下の設備を新設又は増設する事業とする。ただし、過去に渋川市赤ちゃんの駅設置事業補助金の交付を受けた施設は補助の対象とはならない。

(1) おむつの交換をするための設備

(2) 授乳をするための設備

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、赤ちゃんの駅として登録し、又は登録しようとする施設を管理する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 民間事業者（認可保育所を運営する事業者を除く。）であること。

(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために要した次に掲げる備品の購入費及び据え付け工事費とする。

- (1) おむつ交換台
- (2) ベビーベッド
- (3) トイレ用ベビーチェア
- (4) 授乳用の椅子
- (5) 調乳用給湯機器
- (6) カーテン
- (7) パーテーション
- (8) その他市長が必要と認める備品

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入（借入金を除く。）を控除した額と補助限度額100,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。